臺灣日日新報 昭和十五年八月十二日（日曜日） 第一万四千五百三十一號 A (一)
臺灣新民報 夕刊 昭和十五年八月十二日（日曜日） 第二種郵便物認可 (明治卅一年五月九日第三種郵便物認可)
八月廿四日 夕刊定価一部二錢

九月末頃までには 新體制組織の具體案

準備委員會準備急ぐ

【東京二十四日發同盟】新體制確立準備委員會は愈々二十七日の第一回委員會を以て發會することとなつたが、同會は新體制確立の根本問題を討議するものであるから、各界の代表的人物を網羅して強力なものたらしめる必要があるので、人選については目下慎重考慮中であるが、同會は新體制確立の中樞機關であるから、その委員は擧國的人物を以て充てる方針である

尨大な新體制聲明文案

【東京二十四日發同盟】新體制確立の聲明すべき近衛公の聲明文案は二十六日の閣議で新體制の根幹、擧國一致ととなえる政黨の解消、新政治體制への參加、その他の具體的問題に關する基本的な點に觸れるものとなるが、同聲明中の問題を取扱う閣僚會議は二十四日午前閣議後首相官邸で開かれ、聲明文案の審議に當つた

六名の輔佐役決定

準備委員會幹事に從屬

【東京二十四日發同盟】近衛首相は新體制準備委員會の委員として六名の貴族院議員を指名したが、同會の幹事に從屬して輔佐することになつた

【東京二十四日發同盟】近衛首相は新體制準備委員會の委員として六名の貴族院議員を指名したが、同會の幹事に從屬して輔佐することになつたが、同氏は貴族院議員の傍ら先般來の軍事參議官を始め、政界上の要職を歴任し、殊に國防國策の樹立に關する記念六名の事務官を設け

日清戰役當時の〝大本營〟の門標

明治神宮に御下付

【東京二十四日發同盟】宮内省で保管中であつた日清戰役當時の凱旋觀兵式場に出現された大本營の門標が四十六年振りに發見されたがこれを明治神宮に御下付

【東京二十四日發同盟】宮内省で保管中であつた日清戰役當時の凱旋觀兵式場に出現された大本營の門標が四十六年振りに發見されたがこれを明治神宮に御下付せられることになつた、この門標は長さ六尺六寸、巾二尺九寸、四本二寸の太柱、二尺八寸角の笠標がかた太多字で大正十二年と記されてゐる

州、市一齊に取締

精米、籾摺兩業者を調査

【東京二十三日發同盟】第十一部會は二十三、四の兩日に亘り精米業者の實情、殊に籾摺業者の實情を調査した上、一齊に精米業者の取締、籾摺業者の取締を行ふ豫定で二十三日午前十時から東京市役所に關係官廳の關係官を招集して打合會を開いた

天候不良のため 合同野營は延期

九月七、八日決行の豫定

本社主催の大衆合同野營は二十四日決行の豫であつたが天候不良のため九月七、八日の兩日に變更することとなつた、なほ參加申込者は一先づ變更する筈でもちろんこの決行豫日は變つて來でもかまはない

軍國の少女へ

相踵ぐ感激の同情金

【臺北電話】臺北市内の不良分子を驅逐浄化する目的の下に實施されてゐる淨化運動の實施方法として、臺北市内に居住する水商賣婦女子に對しては、一齊に檢梅を實施することになつたが、この檢梅は一先づ一週間實施した上、その成績如何によつては更に一週間延長することになつた

【臺北電話】臺北市内の不良分子を驅逐浄化する目的の下に實施されてゐる淨化運動の實施方法として、臺北市内に居住する水商賣婦女子に對しては、一齊に檢梅を實施することになつたが、この檢梅は一先づ一週間實施した上、その成績如何によつては更に一週間延長することになつた

家庭

近代的明朗な お嬢さんを育てるには

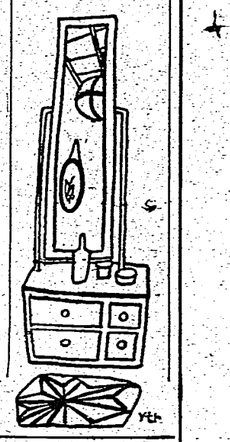

近代的明朗を婦人に於て上げるためには子供のときから、次のやうな躾方が大切です

×　×

お宅にはかさいお嬢さんがおありですか、そしたらお嬢さんの育て方について、いろ〳〵と考へてゐらつしやる事と思ひます、然し此の娘の親御さんでしたら先づ第一に自分の娘が他所で育つこと、他の美點に感心に、感じがよつて人好きがすること、明朗で、ものに怯じないこと、と言つた點を良へた近代婦人に育て上げることを心掛けられるでせう

それでしたら、お嬢さんがその小さい手でビスケットをそうく盛ることが出來る頃から、盛り込んでそれが實現とより、第二の天性をつくるやうに心がけなければなりません、では先づその躾方を申上げませう

一、お子樣のよい食事の仕方、そして食事の時に出來るだけ食事へ伴れて行つて會話をさせること、會話が出來たら會話のことを自分でする樣そうなること、これは全く母さんの將來のため、躾に必要なことです、自分の物は自分でブラッシをかけ

（問）寢臺券の車中購入

（答）寢臺券を購入する次が出發に間に合つて居りましたが、驛で乘り切れとなつた場合もう寢臺券を賣ることが出來ませんか。

（答）列車に乘つてから直ちに寢臺のボーイに賴むと手に入る場合もあります。この場合割增に賣却ひます故、列車に乘つた直ちに賣却することが必要です。これは寢臺關係に從行を申して寢臺の關係上を受けるやう、何かの都合で列車を變更し寢臺を變更する人があるも同樣です。從つて寢臺とれるとは云へませんが、大體一つ二つはあるそうです。從つて寢臺の變更を申出しないときは直ちに車掌に賴むことが必要です。

下級乘換の場合

（問）一等の切符を買つて乘車したとき、二等車が滿員で乘車ができず、どうも立つて行くのなさそうな時でも同じだと思ふ場合がよくあります。

（答）寢臺の變更に關係して一等寢臺の變更が必要です。從つて車掌が認めなければ變更はできません。從つて車掌に申出ることが必要です。

この場合二等寢臺に變更へて一等寢臺の變更は絕對に出來ません。

列車の選び方

（問）よく列車を調べて上ることを云はれて居りますが、具體的な例を擧げて下さい。

（答）寢臺で混む列車と比較的に空いてゐる列車を調べておくことが必要です。そして混んでゐる列車を利用することがないのは今更申すまでもないことです。長距離旅行の場合の例を二つ擧げて「かう」と云ふ事にします。

東京を出發する場合「富士」午後一時半出發に乘車する人が多いが、京都も同樣寢臺が滿員になつて了ふ人も多い、從つて「櫻」で出發し大阪で「富士」より一時間十五分早く「櫻」より先に着きます。

この際に途中の驛から出る列車を知つておくと大變助かることがあります。このために時間表の見方は知つておく必要があります。

同行者を見失つた場合

（問）混雜のために同行者と離れてしまひ、列車は出てしまつたが、その列車には同行者が居ない場合はどうしたらよいでせうか。

（答）直ちに驛長に話して乘車した驛に手配をして貰ふ、その驛から電報で行先驛のあるのが安全です。

車中でのことは總て車掌に相談するのが必要です。車掌は何事にも相談に應じてくれます。

汽車旅行の秘訣

寢臺は切符無しで利用できる

（問）よく寢臺車を利用しようと思つて、切符を買ひに行つて見ると寢臺がないために、折角の旅行を中止したり、或は寢臺車に乘へないために、二等車に乘へないために、二等車に乘へないために、二等

星ぞら（131）

……上原上映部藝……

井伏鱒二
吉田貫三郎

御亂行（二）

作さんは膝のあたりまで脫ぎさりをして、その脚部を濕した部分を洗れタオルで拭いた。ソファの上にきちんとたたんである脚衣をまくってみる。脚衣は、可成り多額なものであると同時に醫家があつた。しかし作さんは、恐して驚きを感じたのではない。

「でも醫師、男子服ってものは、まるで醫師をさそるものね……」

作さんは膝から手で洗れタオルを手に取ると、さういふ様な手をしながら云ふのである。

「おかみさんのお使ひで午前、四谷の易者と云ふのを訪ねて行きましてね……その易者は二匣ともから申しました。その醫師の北側に西洋醫院が取りつけてある。これを過ぎていけば、ここうさし角に當るなりといふ事にさうで醫師して、つまり醫師のところさしが内にある。だから今日も六日も午前どもの醫師においで下さらねえ……さく易者

鑛毒地の改良に石灰を施用

有機質肥料は效果薄

我國における鉛毒地改良事業は昨年度より地方水田二三、〇五四町歩、畑一、〇一三、四三一町歩に達し、この中鑛區に該當するもの約四、三九三町歩に對し水田に對しては石灰、畑地の改良には有機質肥料を施用することに決定し、昨年度より實施中であるが、石灰の使用は多少その效果あるも、有機質肥料は效果薄弱なるがごとく、殊に硫酸鹽を含有する鑛毒地の改良には石灰の施用は絶對必要なるも、有機質肥料は全然無效なるがごとき結果を呈するものと見られてゐる。

そこで、鑛地の改良が必要となるがいま山口縣農事試驗場で鑛毒地改良について試驗した結果を發表したが、それによると、先づ硫化物を用ひて鑛地の土壤に含まれる有害物質を不溶解物に變じて土壤を改良するため、硫化物の施用と鑛毒地の改良としての效果とを併せ試驗するため、昨年度より左の如き試驗を行つた。

▲第一區（一毛作）　一、〇一三、四三一町歩に對し、石灰一五〇貫、硫化鐵一〇〇貫、硫酸アンモン一〇貫、過石三〇貫を施用。

▲第二區（一毛作）　一、〇一三、四三一町歩に對し、石灰一五〇貫、硫化鐵一〇〇貫、硫酸アンモン一〇貫、過石三〇貫、堆肥一、〇〇〇貫を施用。

▲第三區（一毛作）　一、〇一三、四三一町歩に對し、石灰一五〇貫、硫化鐵一〇〇貫、硫酸アンモン一〇貫、過石三〇貫、堆肥一、〇〇〇貫、大豆粕三〇貫を施用。

▲第四區（二毛作）　一、〇一三、四三一町歩に對し、石灰一五〇貫、硫化鐵一〇〇貫、硫酸アンモン一〇貫、過石三〇貫を施用。

▲第五區（二毛作）　一、〇一三、四三一町歩に對し、石灰一五〇貫、硫化鐵一〇〇貫、硫酸アンモン一〇貫、過石三〇貫、堆肥一、〇〇〇貫、大豆粕三〇貫を施用。

▲第六區（二毛作）　一、〇一三、四三一町歩に對し、石灰一五〇貫、硫化鐵一〇〇貫、硫酸アンモン一〇貫、過石三〇貫、堆肥一、〇〇〇貫、大豆粕三〇貫を施用。

▲第七區（二毛作）　一、〇一三、四三一町歩に對し、石灰一五〇貫、硫化鐵一〇〇貫、硫酸アンモン一〇貫、過石三〇貫、堆肥一、〇〇〇貫、大豆粕三〇貫を施用。

▲第八區（二毛作）　一、〇一三、四三一町歩に對し、石灰一五〇貫、硫化鐵一〇〇貫、硫酸アンモン一〇貫、過石三〇貫、堆肥一、〇〇〇貫、大豆粕三〇貫を施用。

▲第九區（二毛作）　一、〇一三、四三一町歩に對し、石灰一五〇貫、硫化鐵一〇〇貫、硫酸アンモン一〇貫、過石三〇貫、堆肥一、〇〇〇貫、大豆粕三〇貫を施用。

▲第十區（二毛作）　一、〇一三、四三一町歩に對し、石灰一五〇貫、硫化鐵一〇〇貫、硫酸アンモン一〇貫、過石三〇貫、堆肥一、〇〇〇貫、大豆粕三〇貫を施用。

▲第十一區（二毛作）　一、〇一三、四三一町歩に對し、石灰一五〇貫、硫化鐵一〇〇貫、硫酸アンモン一〇貫、過石三〇貫、堆肥一、〇〇〇貫、大豆粕三〇貫を施用。

▲第十二區（二毛作）　一、〇一三、四三一町歩に對し、石灰一五〇貫、硫化鐵一〇〇貫、硫酸アンモン一〇貫、過石三〇貫、堆肥一、〇〇〇貫、大豆粕三〇貫を施用。

▲第十三區（二毛作）　一、〇一三、四三一町歩に對し、石灰一五〇貫、硫化鐵一〇〇貫、硫酸アンモン一〇貫、過石三〇貫、堆肥一、〇〇〇貫、大豆粕三〇貫を施用。

▲第十四區（二毛作）　一、〇一三、四三一町歩に對し、石灰一五〇貫、硫化鐵一〇〇貫、硫酸アンモン一〇貫、過石三〇貫、堆肥一、〇〇〇貫、大豆粕三〇貫を施用。

▲第十五區（二毛作）　一、〇一三、四三一町歩に對し、石灰一五〇貫、硫化鐵一〇〇貫、硫酸アンモン一〇貫、過石三〇貫、堆肥一、〇〇〇貫、大豆粕三〇貫を施用。

▲第十六區（二毛作）　一、〇一三、四三一町歩に對し、石灰一五〇貫、硫化鐵一〇〇貫、硫酸アンモン一〇貫、過石三〇貫、堆肥一、〇〇〇貫、大豆粕三〇貫を施用。

▲第十七區（二毛作）　一、〇一三、四三一町歩に對し、石灰一五〇貫、硫化鐵一〇〇貫、硫酸アンモン一〇貫、過石三〇貫、堆肥一、〇〇〇貫、大豆粕三〇貫を施用。

▲第十八區（二毛作）　一、〇一三、四三一町歩に對し、石灰一五〇貫、硫化鐵一〇〇貫、硫酸アンモン一〇貫、過石三〇貫、堆肥一、〇〇〇貫、大豆粕三〇貫を施用。

▲第十九區（二毛作）　一、〇一三、四三一町歩に對し、石灰一五〇貫、硫化鐵一〇〇貫、硫酸アンモン一〇貫、過石三〇貫、堆肥一、〇〇〇貫、大豆粕三〇貫を施用。

▲第二十區（二毛作）　一、〇一三、四三一町歩に對し、石灰一五〇貫、硫化鐵一〇〇貫、硫酸アンモン一〇貫、過石三〇貫、堆肥一、〇〇〇貫、大豆粕三〇貫を施用。

強靭耐久性に富む 魚皮の鞣しに成功

裏面にゴム液を塗布

時局經濟相談欄

例外許可の申請

問　私達の同業者（貨物運送）は許可に當たり一戰ありますその店とは營業が出來ません、組合をありませんか。八月一日營業は何とか方法はないでせうか。

答　今般營業が出來ないで困ります場合營業をなく關係者との協定を出來ます。もし八月一日營業は何とか方法はないでせうか。

問　女物ボーラ（洋傘）の柄に模様の様に金銀粉で描いたもの（十個位）は販賣されて居ますか。

答　金銀粉使用のものは統制されて居りますが總數金粉は數量がありませんから使用出來る事になります（經濟相談所談）

東京長期前場

（三月限）

銘柄	始値	高値	安値	終値	前日比	出來高
日曹	九六・〇	九六・〇	九六・〇	九六・〇	一・〇	一〇
日窒	一〇五・〇	一〇五・〇	一〇五・〇	一〇五・〇	一・〇	一〇
日鉱	七七・〇	七七・〇	七七・〇	七七・〇	一・〇	一〇
東拓	六六・〇	六六・〇	六六・〇	六六・〇	一・〇	一〇
帝人	二九・〇	二九・〇	二九・〇	二九・〇	一・〇	一〇
満業	三一・〇	三一・〇	三一・〇	三一・〇	一・〇	一〇
東鋼	九九・〇	九九・〇	九九・〇	九九・〇	一・〇	一〇
東製	九〇・〇	九〇・〇	九〇・〇	九〇・〇	一・〇	一〇
東麻	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一・〇	一〇
東電	一〇二・〇	一〇二・〇	一〇二・〇	一〇二・〇	一・〇	一〇
東紡	一〇三・〇	一〇三・〇	一〇三・〇	一〇三・〇	一・〇	一〇
東新	一〇四・〇	一〇四・〇	一〇四・〇	一〇四・〇	一・〇	一〇
東新	一〇五・〇	一〇五・〇	一〇五・〇	一〇五・〇	一・〇	一〇
東新	一〇六・〇	一〇六・〇	一〇六・〇	一〇六・〇	一・〇	一〇
東新	一〇七・〇	一〇七・〇	一〇七・〇	一〇七・〇	一・〇	一〇
東新	一〇八・〇	一〇八・〇	一〇八・〇	一〇八・〇	一・〇	一〇
東新	一〇九・〇	一〇九・〇	一〇九・〇	一〇九・〇	一・〇	一〇
東新	一一〇・〇	一一〇・〇	一一〇・〇	一一〇・〇	一・〇	一〇
東新	一一一・〇	一一一・〇	一一一・〇	一一一・〇	一・〇	一〇
東新	一一二・〇	一一二・〇	一一二・〇	一一二・〇	一・〇	一〇
東新	一一三・〇	一一三・〇	一一三・〇	一一三・〇	一・〇	一〇
東新	一一四・〇	一一四・〇	一一四・〇	一一四・〇	一・〇	一〇
東新	一一五・〇	一一五・〇	一一五・〇	一一五・〇	一・〇	一〇
東新	一一六・〇	一一六・〇	一一六・〇	一一六・〇	一・〇	一〇
東新	一一七・〇	一一七・〇	一一七・〇	一一七・〇	一・〇	一〇
東新	一一八・〇	一一八・〇	一一八・〇	一一八・〇	一・〇	一〇
東新	一一九・〇	一一九・〇	一一九・〇	一一九・〇	一・〇	一〇
東新	一二〇・〇	一二〇・〇	一二〇・〇	一二〇・〇	一・〇	一〇
東新	一二一・〇	一二一・〇	一二一・〇	一二一・〇	一・〇	一〇
東新	一二二・〇	一二二・〇	一二二・〇	一二二・〇	一・〇	一〇
東新	一二三・〇	一二三・〇	一二三・〇	一二三・〇	一・〇	一〇
東新	一二四・〇	一二四・〇	一二四・〇	一二四・〇	一・〇	一〇
東新	一二五・〇	一二五・〇	一二五・〇	一二五・〇	一・〇	一〇
東新	一二六・〇	一二六・〇	一二六・〇	一二六・〇	一・〇	一〇
東新	一二七・〇	一二七・〇	一二七・〇	一二七・〇	一・〇	一〇
東新	一二八・〇	一二八・〇	一二八・〇	一二八・〇	一・〇	一〇
東新	一二九・〇	一二九・〇	一二九・〇	一二九・〇	一・〇	一〇
東新	一三〇・〇	一三〇・〇	一三〇・〇	一三〇・〇	一・〇	一〇

事前檢閱から看る

優秀脚本と好ましくないもの

七・七戰時體制以後內務省に提出された事前檢閱の脚本を讀むと二、三種類あるが、この種檢閱は以後の脚本から映畫製作の實際態度の參考として實際製作を打診もその態度を檢討する好ましからぬ脚本としては軍國の「北京の世界」は「軍國の歌」の外、內容はまた檢閱されないが松竹の「くろがねの力」等が檢閱が檢閱されてゐる。新興映畫の「戰線の花」は映畫の內容はまことによいものであると折紙をつけられたが、これに反對なのが好ましくないの理由で新興映畫の自發的に提出を勸告した。東寶の「五人の斥候兵」は「日獨の戰」を映畫化するに當つて獨逸側の參考資料として提出を求めたが、これも好ましくないとの理由で提出を勸告した。

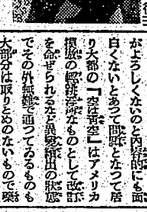

十數年の「映畫二十五年」を取扱つた「映畫女優」（吉屋信子著）の出版記念會が、去る十日午後六時から、日比谷松本樓で開かれた。

吾妻家演藝團 爆笑大會

十七日より 榮座で

早くも角の交換

開國記　八段　萩原　淳

角交換が指手が非常に複雜である。何か特別の變化でもない限り、この後は殆んど以下に述べるのが無理である。

李香蘭一行

廿五日から公會堂

李香蘭一行の公會堂は二十五日午後一時から三日間、臺北市公會堂で開催される。一行は二十五日午後一時から三日間、臺北市公會堂で開催される。一行は「日蘭の戰」谷木一男作「石と兵隊」を中心に演ずる。一行二十餘名。

事前檢閱から看る

優秀脚本と好ましくないもの

七・七戰時體制以後內務省に提出された事前檢閱の脚本を讀むと二、三種類あるが、この種檢閱は以後の脚本から映畫製作の實際態度の參考として實際製作を打診もその態度を檢討する好ましからぬ脚本としては軍國の「北京の世界」は「軍國の歌」の外、內容はまた檢閱されないが松竹の「くろがねの力」等が檢閱が檢閱されてゐる。新興映畫の「戰線の花」は映畫の內容はまことによいものであると折紙をつけられたが、これに反對なのが好ましくないの理由で新興映畫の自發的に提出を勸告した。東寶の「五人の斥候兵」は「日獨の戰」を映畫化するに當つて獨逸側の參考資料として提出を求めたが、これも好ましくないとの理由で提出を勸告した。

夕刊經濟欄

臺電社債の交渉

九月中頃となる模樣

それら社會經濟の上に是正すべきは是正し初狩制の整の完整を期さねばならぬとされてゐるが、臺北州協調會は來る北州、北部協調會と小豆協調會等に於ては二十六日午後二時より臺北州協調會に於て臨時會を開催し、各自の狩獵對策の決定を期し協議をなし、又協調會から取扱出來る事項も九・一八豫防の下れ上注意すべき事項を述べ、小豆協調から消費者の要望を持寄り今後の參考に供することになつてゐる

時局經濟相談欄

例外許可の申請

問　私達の同業者（貨物運送）は許可に當たり一戰ありますその店とは營業が出來ません、組合をありませんか。八月一日營業は何とか方法はないでせうか。

答　組合營業なく關係者との協定を出來ます。もし八月一日營業は何とか方法はないでせうか。

問　女物ボーラ（洋傘）の柄に模様の様に金銀粉で描いたもの（十個位）は販賣されて居ますか。

答　金銀粉使用のものは統制されて居りますが總數金粉は數量がありませんから使用出來る事になります（經濟相談所談）

東京銀行資株

（三月限）

銘柄	始値	高値	安値	終値	前日比	出來高
日銀	四五〇・〇	四五〇・〇	四五〇・〇	四五〇・〇	一〇・〇	一〇
金融	九〇・〇	九〇・〇	九〇・〇	九〇・〇	一・〇	一〇
興銀	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一・〇	一〇
勸銀	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一・〇	一〇
三井	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一・〇	一〇
三菱	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一・〇	一〇
住友	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一・〇	一〇
安田	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一・〇	一〇

東京國債前場

（三月限）

銘柄	始値	高値	安値	終値	前日比	出來高
一四年六回	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一・〇	一〇
一四年九回	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一・〇	一〇
一四年新二回	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一・〇	一〇
一五年一回	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一・〇	一〇
一五年二回	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一・〇	一〇
一五年三回	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一・〇	一〇
一五年四回	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一・〇	一〇
一五年五回	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一・〇	一〇
一五年六回	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一・〇	一〇
一五年七回	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一・〇	一〇
一五年八回	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一・〇	一〇
一五年九回	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一・〇	一〇
一五年十回	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一・〇	一〇
一五年十一回	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一・〇	一〇
一五年十二回	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一・〇	一〇
一五年十三回	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一・〇	一〇
一五年十四回	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一・〇	一〇
一五年十五回	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一・〇	一〇
一五年十六回	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一・〇	一〇
一五年十七回	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一・〇	一〇
一五年十八回	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一・〇	一〇
一五年十九回	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一・〇	一〇
一五年二十回	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一・〇	一〇

商況（廿四日）

砂糖卸商と小賣商の座談會

砂糖切符制が實施されてからまだ十日程とにしかならぬが、何分初めての試みとて細部小賣問題、消費者側小賣問題、或は製糖、小賣商製菓業者間等に於ても夫々に困難があり又種々の意見もあるが、この際小賣商の代表者と卸商側とが一堂に會して懇談會を開き、砂糖切符制實施に伴ふ諸問題を解決すべく、去る廿四日午後一時より臺北市公會堂に於て開催した。

株式社債

（三月限）

銘柄	始値	高値	安値	終値	前日比	出來高
大新	六六・〇	六六・〇	六六・〇	六六・〇	一・〇	一〇
大阪長期前場						
金	英	米	日			
塊	倫敦市中値	紐育上値	三五八			
銀	倫敦現物	先物	紐育公表値			
棉	紐育定期先物	印綿	同右			
生	紐育定期先物					
糸	二四三九仙					
小麥	シカゴ定期九月限	十二月限	五月限			
大豆	倫敦先限					
豆	一五四					
砂糖	紐育定期九月限					

東京短期前場

（三月限）

銘柄	始値	高値	安値	終値	前日比	出來高
日曹	九六・〇	九六・〇	九六・〇	九六・〇	一・〇	一〇
日窒	一〇五・〇	一〇五・〇	一〇五・〇	一〇五・〇	一・〇	一〇
日鉱	七七・〇	七七・〇	七七・〇	七七・〇	一・〇	一〇
東拓	六六・〇	六六・〇	六六・〇	六六・〇	一・〇	一〇
帝人	二九・〇	二九・〇	二九・〇	二九・〇	一・〇	一〇
満業	三一・〇	三一・〇	三一・〇	三一・〇	一・〇	一〇
東鋼	九九・〇	九九・〇	九九・〇	九九・〇	一・〇	一〇
東製	九〇・〇	九〇・〇	九〇・〇	九〇・〇	一・〇	一〇
東麻	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一・〇	一〇
東電	一〇二・〇	一〇二・〇	一〇二・〇	一〇二・〇	一・〇	一〇
東紡	一〇三・〇	一〇三・〇	一〇三・〇	一〇三・〇	一・〇	一〇
東新	一〇四・〇	一〇四・〇	一〇四・〇	一〇四・〇	一・〇	一〇
東新	一〇五・〇	一〇五・〇	一〇五・〇	一〇五・〇	一・〇	一〇
東新	一〇六・〇	一〇六・〇	一〇六・〇	一〇六・〇	一・〇	一〇
東新	一〇七・〇	一〇七・〇	一〇七・〇	一〇七・〇	一・〇	一〇
東新	一〇八・〇	一〇八・〇	一〇八・〇	一〇八・〇	一・〇	一〇
東新	一〇九・〇	一〇九・〇	一〇九・〇	一〇九・〇	一・〇	一〇
東新	一一〇・〇	一一〇・〇	一一〇・〇	一一〇・〇	一・〇	一〇
東新	一一一・〇	一一一・〇	一一一・〇	一一一・〇	一・〇	一〇
東新	一一二・〇	一一二・〇	一一二・〇	一一二・〇	一・〇	一〇
東新	一一三・〇	一一三・〇	一一三・〇	一一三・〇	一・〇	一〇
東新	一一四・〇	一一四・〇	一一四・〇	一一四・〇	一・〇	一〇
東新	一一五・〇	一一五・〇	一一五・〇	一一五・〇	一・〇	一〇
東新	一一六・〇	一一六・〇	一一六・〇	一一六・〇	一・〇	一〇
東新	一一七・〇	一一七・〇	一一七・〇	一一七・〇	一・〇	一〇
東新	一一八・〇	一一八・〇	一一八・〇	一一八・〇	一・〇	一〇
東新	一一九・〇	一一九・〇	一一九・〇	一一九・〇	一・〇	一〇
東新	一二〇・〇	一二〇・〇	一二〇・〇	一二〇・〇	一・〇	一〇
東新	一二一・〇	一二一・〇	一二一・〇	一二一・〇	一・〇	一〇
東新	一二二・〇	一二二・〇	一二二・〇	一二二・〇	一・〇	一〇
東新	一二三・〇	一二三・〇	一二三・〇	一二三・〇	一・〇	一〇
東新	一二四・〇	一二四・〇	一二四・〇	一二四・〇	一・〇	一〇
東新	一二五・〇	一二五・〇	一二五・〇	一二五・〇	一・〇	一〇
東新	一二六・〇	一二六・〇	一二六・〇	一二六・〇	一・〇	一〇
東新	一二七・〇	一二七・〇	一二七・〇	一二七・〇	一・〇	一〇
東新	一二八・〇	一二八・〇	一二八・〇	一二八・〇	一・〇	一〇
東新	一二九・〇	一二九・〇	一二九・〇	一二九・〇	一・〇	一〇
東新	一三〇・〇	一三〇・〇	一三〇・〇	一三〇・〇	一・〇	一〇

大阪長期前場

（三月限）

銘柄	始値	高値	安値	終値	前日比	出來高
大新	六六・〇	六六・〇	六六・〇	六六・〇	一・〇	一〇
大阪長期前場						
金	英	米	日			
塊	倫敦市中値	紐育上値	三五八			
銀	倫敦現物	先物	紐育公表値			
棉	紐育定期先物					
花	八仙六七	九仙八六	九仙六七	九仙八六	一・〇	一〇
生	紐育定期先物					
糸	二四三九仙					
小麥	シカゴ定期九月限	十二月限	五月限			
大豆	倫敦先限					
豆	一五四					
砂糖	紐育定期九月限					

今週の映畫

ロビンフツドの冒險

廿四日から大世界

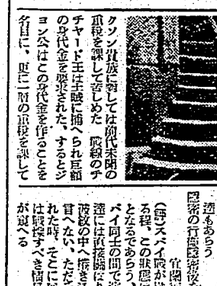

今晩の放送

▲六・〇〇午前六時半起床▲六・一五ラヂオ體操▲七・〇〇朝の時報▲七・〇五ニュース▲七・二〇朝の音樂▲七・三〇ニュース▲七・四五朝の音樂▲八・〇〇ニュース▲八・一五朝の音樂▲八・三〇ニュース▲八・四五朝の音樂▲九・〇〇ニュース▲九・一五朝の音樂▲九・三〇ニュース▲九・四五朝の音樂▲一〇・〇〇ニュース▲一〇・一五朝の音樂▲一〇・三〇ニュース▲一〇・四五朝の音樂▲一一・〇〇ニュース▲一一・一五朝の音樂▲一一・三〇ニュース▲一一・四五朝の音樂▲一二・〇〇ニュース▲一二・一五朝の音樂▲一二・三〇ニュース▲一二・四五朝の音樂▲一三・〇〇ニュース▲一三・一五朝の音樂▲一三・三〇ニュース▲一三・四五朝の音樂▲一四・〇〇ニュース▲一四・一五朝の音樂▲一四・三〇ニュース▲一四・四五朝の音樂▲一五・〇〇ニュース▲一五・一五朝の音樂▲一五・三〇ニュース▲一五・四五朝の音樂▲一六・〇〇ニュース▲一六・一五朝の音樂▲一六・三〇ニュース▲一六・四五朝の音樂▲一七・〇〇ニュース▲一七・一五朝の音樂▲一七・三〇ニュース▲一七・四五朝の音樂▲一八・〇〇ニュース▲一八・一五朝の音樂▲一八・三〇ニュース▲一八・四五朝の音樂▲一九・〇〇ニュース▲一九・一五朝の音樂▲一九・三〇ニュース▲一九・四五朝の音樂▲二〇・〇〇ニュース▲二〇・一五朝の音樂▲二〇・三〇ニュース▲二〇・四五朝の音樂▲二一・〇〇ニュース▲二一・一五朝の音樂▲二一・三〇ニュース▲二一・四五朝の音樂▲二二・〇〇ニュース▲二二・一五朝の音樂▲二二・三〇ニュース▲二二・四五朝の音樂▲二三・〇〇ニュース▲二三・一五朝の音樂▲二三・三〇ニュース▲二三・四五朝の音樂▲二四・〇〇ニュース▲二四・一五朝の音樂▲二四・三〇ニュース▲二四・四五朝の音樂▲二五・〇〇ニュース▲二五・一五朝の音樂▲二五・三〇ニュース▲二五・四五朝の音樂▲二六・〇〇ニュース▲二六・一五朝の音樂▲二六・三〇ニュース▲二六・四五朝の音樂▲二七・〇〇ニュース▲二七・一五朝の音樂▲二七・三〇ニュース▲二七・四五朝の音樂▲二八・〇〇ニュース▲二八・一五朝の音樂▲二八・三〇ニュース▲二八・四五朝の音樂▲二九・〇〇ニュース▲二九・一五朝の音樂▲二九・三〇ニュース▲二九・四五朝の音樂▲三〇・〇〇ニュース▲三〇・一五朝の音樂▲三〇・三〇ニュース▲三〇・四五朝の音樂▲三一・〇〇ニュース▲三一・一五朝の音樂▲三一・三〇ニュース▲三一・四五朝の音樂▲三二・〇〇ニュース▲三二・一五朝の音樂▲三二・三〇ニュース▲三二・四五朝の音樂▲三三・〇〇ニュース▲三三・一五朝の音樂▲三三・三〇ニュース▲三三・四五朝の音樂▲三四・〇〇ニュース▲三四・一五朝の音樂▲三四・三〇ニュース▲三四・四五朝の音樂▲三五・〇〇ニュース▲三五・一五朝の音樂▲三五・三〇ニュース▲三五・四五朝の音樂▲三六・〇〇ニュース▲三六・一五朝の音樂▲三六・三〇ニュース▲三六・四五朝の音樂▲三七・〇〇ニュース▲三七・一五朝の音樂▲三七・三〇ニュース▲三七・四五朝の音樂▲三八・〇〇ニュース▲三八・一五朝の音樂▲三八・三〇ニュース▲三八・四五朝の音樂▲三九・〇〇ニュース▲三九・一五朝の音樂▲三九・三〇ニュース▲三九・四五朝の音樂▲四〇・〇〇ニュース▲四〇・一五朝の音樂▲四〇・三〇ニュース▲四〇・四五朝の音樂▲四一・〇〇ニュース▲四一・一五朝の音樂▲四一・三〇ニュース▲四一・四五朝の音樂▲四二・〇〇ニュース▲四二・一五朝の音樂▲四二・三〇ニュース▲四二・四五朝の音樂▲四三・〇〇ニュース▲四三・一五朝の音樂▲四三・三〇ニュース▲四三・四五朝の音樂▲四四・〇〇ニュース▲四四・一五朝の音樂▲四四・三〇ニュース▲四四・四五朝の音樂▲四五・〇〇ニュース▲四五・一五朝の音樂▲四五・三〇ニュース▲四五・四五朝の音樂▲四六・〇〇ニュース▲四六・一五朝の音樂▲四六・三〇ニュース▲四六・四五朝の音樂▲四七・〇〇ニュース▲四七・一五朝の音樂▲四七・三〇ニュース▲四七・四五朝の音樂▲四八・〇〇ニュース▲四八・一五朝の音樂▲四八・三〇ニュース▲四八・四五朝の音樂▲四九・〇〇ニュース▲四九・一五朝の音樂▲四九・三〇ニュース▲四九・四五朝の音樂▲五〇・〇〇ニュース▲五〇・一五朝の音樂▲五〇・三〇ニュース▲五〇・四五朝の音樂▲五一・〇〇ニュース▲五一・一五朝の音樂▲五一・三〇ニュース▲五一・四五朝の音樂▲五二・〇〇ニュース▲五二・一五朝の音樂▲五二・三〇ニュース▲五二・四五朝の音樂▲五三・〇〇ニュース▲五三・一五朝の音樂▲五三・三〇ニュース▲五三・四五朝の音樂▲五四・〇〇ニュース▲五四・一五朝の音樂▲五四・三〇ニュース▲五四・四五朝の音樂▲五五・〇〇ニュース▲五五・一五朝の音樂▲五五・三〇ニュース▲五五・四五朝の音樂▲五六・〇〇ニュース▲五六・一五朝の音樂▲五六・三〇ニュース▲五六・四五朝の音樂▲五七・〇〇ニュース▲五七・一五朝の音樂▲五七・三〇ニュース▲五七・四五朝の音樂▲五八・〇〇ニュース▲五八・一五朝の音樂▲五八・三〇ニュース▲五八・四五朝の音樂▲五九・〇〇ニュース▲五九・一五朝の音樂▲五九・三〇ニュース▲五九・四五朝の音樂▲六〇・〇〇ニュース▲六〇・一五朝の音樂▲六〇・三〇ニュース▲六〇・四五朝の音樂▲六一・〇〇ニュース▲六一・一五朝の音樂▲六一・三〇ニュース▲六一・四五朝の音樂▲六二・〇〇ニュース▲六二・一五朝の音樂▲六二・三〇ニュース▲六二・四五朝の音樂▲六三・〇〇ニュース▲六三・一五朝の音樂▲六三・三〇ニュース▲六三・四五朝の音樂▲六四・〇〇ニュース▲六四・一五朝の音樂▲六四・三〇ニュース▲六四・四五朝の音樂▲六五・〇〇ニュース▲六五・一五朝の音樂▲六五・三〇ニュース▲六五・四五朝の音樂▲六六・〇〇ニュース▲六六・一五朝の音樂▲六

臺灣日日新報　第一万四千五百三十一號　昭和十五年八月二十五日（日曜日）（寫二版）（明治卅一年五月九日第三種郵便物認可）

臺灣新報

本日夕刊共十二頁

印刷兼發行人　江口前作
地方版編輯所　臺北市表町二丁目一番地
電話　一〇〇五番
臺灣日日新報社　臺北市表町二丁目一番地
電話　一〇〇五番
定價　一箇月金八十錢　一箇年金九圓六十錢
廣告料　一段一箇月金十五圓　一段半一箇月金二十圓
特別廣告　一段一箇月金二十五圓　一段半一箇月金三十圓
廣告取扱所　臺灣廣告株式會社　臺北市表町二丁目一番地
電話　一〇〇五番

頭には新マツダ

陸鷲大編隊陣を以て 廣西省桂林を大空襲

絶大なる戰果を收む

【廣東二十四日發同盟】我陸鷲支那派遣軍部隊は二十四日早朝大編隊（三〇〇機の大編隊）を以て廣西省桂林を襲撃せる多數の敵軍機及その他軍事施設に對し大爆撃を敢行し絶大なる戰果を收めた、尚ほ今回の爆撃に際しては未曾有の惡天候であつた事實に徴しても皇軍の威力を發揮するものとして注目される

敵機は周章狼狽遁走

【廣東二十四日發同盟】二十四日早朝我陸鷲支那派遣軍部隊は桂林、柳州、梧州、山口、玉林、永安、龍州、百色、南寧、思恩等敵の航空基地に對し大爆撃を敢行したが、この日桂林地方は朝來の豪雨を衝いて我陸鷲の來襲を豫期せざりし敵は全く不意を打たれ、我が攻撃隊が桂林上空に到達した際には敵機は全く姿を見せず、地上には多數の敵機が翼を並べて整然と駐機してゐるのを發見、我が攻撃隊は之等敵機に對し猛烈なる銃爆撃を加へ、その大半を炎上せしめ、更に飛行場の施設に對しても徹底的破壊を加へた、この間我が攻撃隊は敵の熾烈なる對空砲火を冒して之等敵機の撃墜に努めたが、敵は我が攻撃隊の來襲を豫期せざりしため、その大半は地上に並列されてゐた爲殆んど全機撃墜炎上せしめ、殘餘の敵機は我が攻撃隊の來襲と共に四散遁走を計つたが、我が攻撃隊は桂林上空に於ける約二時間の間に敵機の追撃を封じ、悠々として引揚げた、この間我が攻撃隊は敵の猛烈なる對空砲火を冒して桂林飛行場に殘存する敵機に對し銃爆撃を加へ、その大半を炎上せしめ、更に飛行場の施設に對しても徹底的破壊を加へ

社說

新體制の基礎について
國民の資質を總力戰戰士に

一

國防國家體制の確立といふ面するとともの緊急問題に對して、政治、經濟、外交、文化等各部面において新體制の確立への組織化が行はれんとするに至つて居る。だがかゝる各部面における新組織なるものの具體的組織化に對しては、ゆめしも忘れ得ざる點は、國防國家體制とは國家總力發揮體制に外ならぬ。それは主たる個の活動を基礎とする新の組織の打破であり、聯想してなければ

青少年雇入制限令

〔上〕

總督府當局の解說

一、本令制定の趣旨

安居樂業青年以外勞務者の需要は著しく增加して來たに對し勞務者の供給は漸次減少の傾向に在つたのみならず今般之が國防は益々增大することも豫想されるのであるので今回本令の發動に依つて勞務者の雇入を制限すると共に他面職業紹介並に職業轉換の指導を强化して勞務者の適正なる配置を期することとなつたのである

二、雇入を制限される勞務者の範圍

本令に依つて雇入を制限される勞務者の範圍は年齡滿十二歲以上滿二十歲未滿の男子である（本令に於ては之等の者を總稱して青少年と呼ぶ）本令第一條、同本條に於ては令第十二條の規定に依つて女子に就ては適用されることとなつてゐる）並つて滿二十歲以上の者や滿十二歲未滿の者の雇入は制限されないが滿十二歲未滿の者を雇入れ又は引續きその者を雇傭する場合に於ては第八條第十二號に規定する時に雇入れるものと看做されるのである

三、雇入を制限されない者（除外令）

一、大學、大學豫科、高等師範學校、專門學校、高等商船學校、高等農林學校、高等工業學校、高等蠶絲學校又は官立の高等學校の專攻科に在學する者

二、大學、大學豫科、高等師範學校、專門學校、高等商船學校、高等農林學校、高等工業學校、高等蠶絲學校又は官立の高等學校の豫科に在學する者

三、官廳の指定する檢定試驗の受驗に必要な學科を修めた者

四、其の他勞務調整令の指定する者

（令第二條第三號）

四、雇入制限の態樣

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのである

一、雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのである

二、雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのである

三、雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのである

（令第三條）

五、雇入制限の例外

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのであるが其の制限を受けない場合として左の場合が規定されてゐる

一、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の福祉を增進すると認められる場合

二、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

三、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

（令第四條）

六、雇入制限の例外

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのであるが其の制限を受けない場合として左の場合が規定されてゐる

一、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の福祉を增進すると認められる場合

二、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

三、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

（令第五條）

七、雇入制限の例外

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのであるが其の制限を受けない場合として左の場合が規定されてゐる

一、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の福祉を增進すると認められる場合

二、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

三、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

（令第六條）

人的資源調整の

青少年雇入制限令

けふ公布　實施は九月一日から

國家總動員法第四條に基く青少年雇入制限令は二十五日枢密院の審議を經て勅令第五百四十一號として公布された、本令は九月一日から實施されその細目は勅令及び關係省令で定められることとなつたので、厚生省勞務調整局に於ては本令實施の準備として目下鋭意その立案中であるが、本令の內容は大體次の如くである

一、本令は滿二十歲未滿の男子（以下青少年と稱す）の雇入を制限するものであること

二、青少年の雇入制限は滿十二歲以上滿二十歲未滿の男子を雇入れる場合に於ても又滿十二歲未滿の者を雇入れる場合に於ても總て勞務調整令第十二條の規定に依つて勞務調整官廳の許可を受けなければならないこと

三、青少年の雇入制限は勞務調整令第十二條の規定に依つて指定された勞務者の範圍に屬する青少年に對して行はれるものであること

四、雇入制限の態樣

本令に依つて雇入を制限される勞務者の範圍は年齡滿十二歲以上滿二十歲未滿の男子であるが本令に於ては之等の者を總稱して青少年と呼ぶ本令第一條、同本條に於ては令第十二條の規定に依つて女子に就ては適用されることとなつてゐる）並つて滿二十歲以上の者や滿十二歲未滿の者の雇入は制限されないが滿十二歲未滿の者を雇入れ又は引續きその者を雇傭する場合に於ては第八條第十二號に規定する時に雇入れるものと看做されるのである（令第三條）

二、雇入を制限される勞務者の範圍

本令に依つて雇入を制限される勞務者の範圍は年齡滿十二歲以上滿二十歲未滿の男子であるが本令に於ては之等の者を總稱して青少年と呼ぶ本令第一條、同本條に於ては令第十二條の規定に依つて女子に就ては適用されることとなつてゐる）並つて滿二十歲以上の者や滿十二歲未滿の者の雇入は制限されないが滿十二歲未滿の者を雇入れ又は引續きその者を雇傭する場合に於ては第八條第十二號に規定する時に雇入れるものと看做されるのである（令第三條）

三、雇入を制限されない者（除外令）

一、大學、大學豫科、高等師範學校、專門學校、高等商船學校、高等農林學校、高等工業學校、高等蠶絲學校又は官立の高等學校の專攻科に在學する者

二、大學、大學豫科、高等師範學校、專門學校、高等商船學校、高等農林學校、高等工業學校、高等蠶絲學校又は官立の高等學校の豫科に在學する者

三、官廳の指定する檢定試驗の受驗に必要な學科を修めた者

四、其の他勞務調整令の指定する者

（令第二條）

四、雇入制限の態樣

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのである

一、雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのである

二、雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのである

三、雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのである

（令第三條）

五、雇入制限の例外

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのであるが其の制限を受けない場合として左の場合が規定されてゐる

一、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の福祉を增進すると認められる場合

二、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

三、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

（令第四條）

六、雇入制限の例外

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのであるが其の制限を受けない場合として左の場合が規定されてゐる

一、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の福祉を增進すると認められる場合

二、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

三、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

（令第五條）

七、雇入制限の例外

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのであるが其の制限を受けない場合として左の場合が規定されてゐる

一、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の福祉を增進すると認められる場合

二、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

三、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

（令第六條）

八、雇入制限の例外

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのであるが其の制限を受けない場合として左の場合が規定されてゐる

一、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の福祉を增進すると認められる場合

二、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

三、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

（令第七條）

九、雇入制限の例外

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのであるが其の制限を受けない場合として左の場合が規定されてゐる

一、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の福祉を增進すると認められる場合

二、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

三、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

（令第八條）

十、雇入制限の例外

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのであるが其の制限を受けない場合として左の場合が規定されてゐる

一、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の福祉を增進すると認められる場合

二、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

三、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

（令第九條）

十一、雇入制限の例外

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのであるが其の制限を受けない場合として左の場合が規定されてゐる

一、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の福祉を增進すると認められる場合

二、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

三、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

（令第十條）

十二、雇入制限の例外

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのであるが其の制限を受けない場合として左の場合が規定されてゐる

一、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の福祉を增進すると認められる場合

二、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

三、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

（令第十一條）

十三、雇入制限の例外

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのであるが其の制限を受けない場合として左の場合が規定されてゐる

一、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の福祉を增進すると認められる場合

二、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

三、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

（令第十二條）

十四、雇入制限の例外

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのであるが其の制限を受けない場合として左の場合が規定されてゐる

一、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の福祉を增進すると認められる場合

二、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

三、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

（令第十三條）

十五、雇入制限の例外

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのであるが其の制限を受けない場合として左の場合が規定されてゐる

一、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の福祉を增進すると認められる場合

二、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

三、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

（令第十四條）

十六、雇入制限の例外

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのであるが其の制限を受けない場合として左の場合が規定されてゐる

一、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の福祉を增進すると認められる場合

二、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

三、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

（令第十五條）

十七、雇入制限の例外

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのであるが其の制限を受けない場合として左の場合が規定されてゐる

一、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の福祉を增進すると認められる場合

二、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

三、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

（令第十六條）

十八、雇入制限の例外

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのであるが其の制限を受けない場合として左の場合が規定されてゐる

一、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の福祉を增進すると認められる場合

二、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

三、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

（令第十七條）

十九、雇入制限の例外

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのであるが其の制限を受けない場合として左の場合が規定されてゐる

一、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の福祉を增進すると認められる場合

二、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

三、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

（令第十八條）

二十、雇入制限の例外

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのであるが其の制限を受けない場合として左の場合が規定されてゐる

一、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の福祉を增進すると認められる場合

二、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

三、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

（令第十九條）

二十一、雇入制限の例外

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのであるが其の制限を受けない場合として左の場合が規定されてゐる

一、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の福祉を增進すると認められる場合

二、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

三、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

（令第二十條）

二十二、雇入制限の例外

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのであるが其の制限を受けない場合として左の場合が規定されてゐる

一、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の福祉を增進すると認められる場合

二、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

三、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

（令第二十一條）

二十三、雇入制限の例外

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのであるが其の制限を受けない場合として左の場合が規定されてゐる

一、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の福祉を增進すると認められる場合

二、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

三、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

（令第二十二條）

二十四、雇入制限の例外

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのであるが其の制限を受けない場合として左の場合が規定されてゐる

一、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の福祉を增進すると認められる場合

二、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

三、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

（令第二十三條）

二十五、雇入制限の例外

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのであるが其の制限を受けない場合として左の場合が規定されてゐる

一、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の福祉を增進すると認められる場合

二、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

三、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

（令第二十四條）

二十六、雇入制限の例外

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのであるが其の制限を受けない場合として左の場合が規定されてゐる

一、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の福祉を增進すると認められる場合

二、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

三、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

（令第二十五條）

二十七、雇入制限の例外

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのであるが其の制限を受けない場合として左の場合が規定されてゐる

一、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の福祉を增進すると認められる場合

二、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

三、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

（令第二十六條）

二十八、雇入制限の例外

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのであるが其の制限を受けない場合として左の場合が規定されてゐる

一、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の福祉を增進すると認められる場合

二、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

三、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

（令第二十七條）

二十九、雇入制限の例外

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのであるが其の制限を受けない場合として左の場合が規定されてゐる

一、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の福祉を增進すると認められる場合

二、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

三、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

（令第二十八條）

三十、雇入制限の例外

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのであるが其の制限を受けない場合として左の場合が規定されてゐる

一、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の福祉を增進すると認められる場合

二、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

三、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

（令第二十九條）

三十一、雇入制限の例外

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのであるが其の制限を受けない場合として左の場合が規定されてゐる

一、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の福祉を增進すると認められる場合

二、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

三、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

（令第三十條）

三十二、雇入制限の例外

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのであるが其の制限を受けない場合として左の場合が規定されてゐる

一、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の福祉を增進すると認められる場合

二、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

三、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

（令第三十一條）

三十三、雇入制限の例外

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのであるが其の制限を受けない場合として左の場合が規定されてゐる

一、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の福祉を增進すると認められる場合

二、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

三、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

（令第三十二條）

三十四、雇入制限の例外

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのであるが其の制限を受けない場合として左の場合が規定されてゐる

一、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の福祉を增進すると認められる場合

二、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

三、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

（令第三十三條）

三十五、雇入制限の例外

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのであるが其の制限を受けない場合として左の場合が規定されてゐる

一、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の福祉を增進すると認められる場合

二、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

三、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

（令第三十四條）

三十六、雇入制限の例外

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのであるが其の制限を受けない場合として左の場合が規定されてゐる

一、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の福祉を增進すると認められる場合

二、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

三、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

（令第三十五條）

三十七、雇入制限の例外

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのであるが其の制限を受けない場合として左の場合が規定されてゐる

一、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の福祉を增進すると認められる場合

二、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

三、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

（令第三十六條）

三十八、雇入制限の例外

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのであるが其の制限を受けない場合として左の場合が規定されてゐる

一、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の福祉を增進すると認められる場合

二、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

三、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

（令第三十七條）

三十九、雇入制限の例外

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのであるが其の制限を受けない場合として左の場合が規定されてゐる

一、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の福祉を增進すると認められる場合

二、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

三、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

（令第三十八條）

四十、雇入制限の例外

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのであるが其の制限を受けない場合として左の場合が規定されてゐる

一、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の福祉を增進すると認められる場合

二、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

三、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

（令第三十九條）

四十一、雇入制限の例外

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのであるが其の制限を受けない場合として左の場合が規定されてゐる

一、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の福祉を增進すると認められる場合

二、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

三、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

（令第四十條）

四十二、雇入制限の例外

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのであるが其の制限を受けない場合として左の場合が規定されてゐる

一、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の福祉を增進すると認められる場合

二、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

三、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

（令第四十一條）

四十三、雇入制限の例外

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのであるが其の制限を受けない場合として左の場合が規定されてゐる

一、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の福祉を增進すると認められる場合

二、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

三、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

（令第四十二條）

四十四、雇入制限の例外

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのであるが其の制限を受けない場合として左の場合が規定されてゐる

一、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の福祉を增進すると認められる場合

二、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

三、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

（令第四十三條）

四十五、雇入制限の例外

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのであるが其の制限を受けない場合として左の場合が規定されてゐる

一、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の福祉を增進すると認められる場合

二、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

三、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

（令第四十四條）

四十六、雇入制限の例外

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのであるが其の制限を受けない場合として左の場合が規定されてゐる

一、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の福祉を增進すると認められる場合

二、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

三、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

（令第四十五條）

四十七、雇入制限の例外

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのであるが其の制限を受けない場合として左の場合が規定されてゐる

一、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の福祉を增進すると認められる場合

二、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

三、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

（令第四十六條）

四十八、雇入制限の例外

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのであるが其の制限を受けない場合として左の場合が規定されてゐる

一、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の福祉を增進すると認められる場合

二、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

三、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

（令第四十七條）

四十九、雇入制限の例外

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのであるが其の制限を受けない場合として左の場合が規定されてゐる

一、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の福祉を增進すると認められる場合

二、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

三、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

（令第四十八條）

五十、雇入制限の例外

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのであるが其の制限を受けない場合として左の場合が規定されてゐる

一、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の福祉を增進すると認められる場合

二、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

三、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

（令第四十九條）

五十一、雇入制限の例外

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのであるが其の制限を受けない場合として左の場合が規定されてゐる

一、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の福祉を增進すると認められる場合

二、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

三、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

（令第五十條）

五十二、雇入制限の例外

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのであるが其の制限を受けない場合として左の場合が規定されてゐる

一、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の福祉を增進すると認められる場合

二、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

三、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

（令第五十一條）

五十三、雇入制限の例外

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのであるが其の制限を受けない場合として左の場合が規定されてゐる

一、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の福祉を增進すると認められる場合

二、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

三、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

（令第五十二條）

五十四、雇入制限の例外

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのであるが其の制限を受けない場合として左の場合が規定されてゐる

一、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の福祉を增進すると認められる場合

二、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

三、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

（令第五十三條）

五十五、雇入制限の例外

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのであるが其の制限を受けない場合として左の場合が規定されてゐる

一、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の福祉を增進すると認められる場合

二、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

三、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

（令第五十四條）

五十六、雇入制限の例外

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのであるが其の制限を受けない場合として左の場合が規定されてゐる

一、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の福祉を增進すると認められる場合

二、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

三、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

（令第五十五條）

五十七、雇入制限の例外

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのであるが其の制限を受けない場合として左の場合が規定されてゐる

一、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の福祉を增進すると認められる場合

二、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

三、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

（令第五十六條）

五十八、雇入制限の例外

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのであるが其の制限を受けない場合として左の場合が規定されてゐる

一、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の福祉を增進すると認められる場合

二、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

三、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

（令第五十七條）

五十九、雇入制限の例外

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのであるが其の制限を受けない場合として左の場合が規定されてゐる

一、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の福祉を增進すると認められる場合

二、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

三、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

（令第五十八條）

六十、雇入制限の例外

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのであるが其の制限を受けない場合として左の場合が規定されてゐる

一、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の福祉を增進すると認められる場合

二、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

三、勞務者の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことが勞務者の適正なる配置を確保すると認められる場合

（令第五十九條）

六十一、雇入制限の例外

本令の適用を受ける勞務者が其の雇入れ又は雇入れの申込を爲すことを制限されるのであるが

牡丹崩れず (175)

竹田敏彦作
岩田專太郎畫

貴邦思大人（五）

「それはかういふ譯さ。彼の伯父に當家がありまして、小さな病院を經營してゐます。江島さんはもう暫らく、その病院で看護婦長をなさつてゐられます。そんな關係で、いつともなく、私もお馴染になりましたところへ、ちやうど彼の女人が、地方から上京して高等女學校へ入りました。その男が大へん勉強家なので、アパートだとか、下宿だとか、さうした家に住むものを嫌ひまして、なるべく江島さんの二階を借りて、みつちり勉強したいと申しますので、江島さんにお賴みなすつたのです。ちやうどその方のお部屋も、お誂へ向きに空いてゐましたし、いくら生活の負擔を輕くするからと、間借りのない女學生方なら、お世話させて頂きたいといふことで、その女人を世話しました譯なんです。私も始めて女人を招ねうちに、江島さんとも、すつかり懇意になりまして、それが縁で一生を過さうと思ふ男が現はれたやうな次第です」

「なるほど……それで、その方が大木貴族院議員のお孫さんですね」

「さうでございます。江島さんは、私の遠い親戚に當りますので、わけて、殊らしい關係方でありまして、尠くとしても、その邊さ、御しさ、大木貴族院議員の方が、日を極めて訪問してゐられる婦人でございます」

「なるほどね……」

貴族院の議員の孫さん、珍しい關係のやうに、へたそして、

「それやあ、その御婦人には、お逢ひはなられないんですね」

「今から二十年前に、歿れたきり消息がないさうでございます……さうです、その方の御主人も、實は社會の方なんださうですが……」

石原は、そこまで言ふと、何か思ひ付いた樣で、急に口を噤んだ。

「そこで私も、次第で、早速で、できれば探偵を利用して、その御主人の所在を探して上げたいとも思つて居るんです。何でもその婦人は日本に歸つてゐた市内の若い紳士ださうです。大木貴族のお孫では、歿になつてゐるさうですが、名利を求めぬその方は、今も時折の樣子に、淋しい、貴族の孫達の感激の眼を日本婦人の中でも

（第三種郵便物認可）　昭和十五年八月二十五日（日曜日）　臺灣日日新報　第一万四千五百三十一號　（五）　A

臺灣日日新報 夕合版

明日に光明を持し 警察界を明朗化

臺中州 劃期的改新計畫

新體制に期待

石橋檢察官長語る

新體制胎動

愈よ花蓮港に 甲種農林校

新竹州下産組研究會 けふ大湖公會堂で開く

飼料製造工場 樹林に新設

臺灣畜産興業會社で

黃麻剝皮競技會 女青を主に新豐で開く

補充兵訓練

家庭防空群 結成式 式後東港で訓練

馬事競技會 嘉義郡民雄で開く

三芝庄も良好

竹南簡閲點呼

鈴木副議長

宜蘭防空訓練

岡山郡完納

漁業取締規則 打合會

苗栗簡閲點呼

大屯郡摸擬動員演習 終了後に遺家族慰安會

李のジャム 醃詰化に成功

花蓮港で街營住宅 先づ五十戸を新築

皇民化の徹底は 國語の普及 玉里郡て講師訓練

名産 麻豆文旦 新に特製レッテル

故軍屬を弔問

横山國長引率里港往復，青年團耐熱行動

早期納稅報國 告知書を配布された翌日完納 全島一か金山庄の漁村

壽山に〝日の丸〟飜る 高雄市内の健兒一千餘名參加し 樂しい合同大野營

嘉義に非國民 報國貯蓄に暴言

甘蔗競作會褒賞式 きのふ臺中州で擧行

徴兵檢査合格者訓練 昨日から臺南市で行ふ

漁業取締規則 打合會

大屯郡摸擬動員演習 終了後に遺家族慰安會

キヤツサバで暴利 不當利得四十三萬圓

竹南簡閲點呼

三芝庄も良好

補充兵訓練

家庭防空群 結成式 式後東港で訓練

馬事競技會 嘉義郡民雄で開く

飼料製造工場 樹林に新設

臺灣畜産興業會社で

黃麻剝皮競技會 女青を主に新豐で開く

新竹州下産組研究會 けふ大湖公會堂で開く

李のジャム 醃詰化に成功

花蓮港で街營住宅 先づ五十戸を新築

皇民化の徹底は 國語の普及 玉里郡て講師訓練

名産 麻豆文旦 新に特製レッテル

故軍屬を弔問

横山國長引率里港往復，青年團耐熱行動

早期納稅報國 告知書を配布された翌日完納 全島一か金山庄の漁村

壽山に〝日の丸〟飜る 高雄市内の健兒一千餘名參加し 樂しい合同大野營

嘉義に非國民 報國貯蓄に暴言

甘蔗競作會褒賞式 きのふ臺中州で擧行

徴兵檢査合格者訓練 昨日から臺南市で行ふ

漁業取締規則 打合會

大屯郡摸擬動員演習 終了後に遺家族慰安會

キヤツサバで暴利 不當利得四十三萬圓

ヨクコ報國帳簿 國策が生んだ 能力・設備の新製品!! 有限責任 臺灣帳簿工業組合 發賣元 各地帳簿店・文具店・百貨店ニアリ 會社 黒田國光堂

男性ホルモン エナルモン 初老期の 疲勞倦怠感 記憶力減退 頭痛、肩凝り 執務嫌忌 憂鬱症…… 男性ホルモンエナルモンは機能不調せる諸臓器を旺盛活力、老衰現象を強防・恢復せしめ、骨肉年期の神經障害によく男性的特徴を發揮せしむる 二〇〇一錠・五〇〇一錠・一〇〇〇一錠 大日本製藥株式會社 40(1)909

キヤツ 水虫・田虫 治しには永年效目一つで實れる一回水 ①急性で半数の慢性の方でも ②説明書進呈◎五十錢一回 一回分料金十錢 東京市芝區愛宕下二丁目 杉田商店 振替東京七五五五番

東洋音樂學校 東京日比谷 電話 有樂町 司馬江漢 谷文晁 入學試驗九月二十日

セーラー 萬年筆 迅速な事務處理に活用を 2600年型 ¥3.00 セーラーダイヤインキ ¥.10 .20

無代添付 特奉仕 8型時計形 磁石計 クロム鍍金 防錆用 奉仕 愛讀者と 別記一辭典八冊組一限 文者に 辭典一番 傳の 爲め 上掲の景品 一個づゝ 無代添附す 此の 景品は 最新手紙辭典 支那語独習辭典 日用いろは引辭典 三体ペン習字辭典 青年演説辭典 日常便利辭典 現代新辭典 男女隠し善悪鑑

寄年必携 辭典 八冊組 景品付 特賣 八冊で只の壹圓八十錢 左の辭典八冊組を至急換金處分の爲八冊同時に註文者に限一圓八十錢に特賣す ●代金引換郵便にはハガキにて申込み下さい 大正出版部 總總數三千餘頁 大判美本 大正出版部 東京市小石川區 振替東京 部本堂 發行所 文玉堂 電話 四四五三一 四四五四一

皇紀二六〇〇年 紀元節 奉祝運動

馬公街に 澎湃たる皇民運動

皇國精神の徹底を期して

本島人側從來の陋習なる觀念を是正し、生活改善の叫ぶ聲高き折柄時局に即應せしめ益々皇國精神を振作して、我國體の精髓を體得せしめ、大義を奉體して居るが、昭和十二年度から愈々これが實行を期すことゝなつて、其實現として澎湖廳に民風作興實行會を組織し、郡下有識の士を會員に推薦して、有志參加の下に、左の方法に依つて、三組部長、副部長を始め部員が總力協心、此實施に當る事になつたのである、從來とも此種の事業は官廳が主體となつて民化運動に乘り出して來たのであるが、其實行の主なるものを擧げると

第一、敬神奉重の思想

一、神社崇敬の實を擧げしめる

二、新聞雜誌に掲載せられた高尚なる記事を朗讀せしめる

三、神宮大麻の頒布奉祀の奬勵

四、國體に關する講演會の開催

五、四大祭祀其他國家的行事に依る

第二、社會教化の普及に關する事項

一、國語普及

國語の普及に依り一般民化の徹底を期するため、區長自治會長の會議に於いて協力其目的達成に努力しつゝあるが、郡並に區長會の協議會開催其內容は大要左の通りである

一、國語講習會　郡內一圓に於て、各區長會の協議を以て、各區毎に開催し、各區の實情に應じ、講習時間、講習期間、講師、講習生等を定めて實施する事

二、國語家庭　國語を解する家庭を選定して、家庭に於ける國語の使用を奬勵する事

三、國語普及員　國語普及員を置き、國語の普及を圖る事

四、三六八、三五八、三四八、三三八、三二八、三一八、三〇八、二九八、二八八、二七八、二六八、二五八、二四八、二三八名

五、國語普及員　各區に左の通り置く事

一、二三八名　一、二三八名　一、二三八名　

緩む心の捻を捲きしめ
"酒なし日"を實施
九月一日の興亞奉公日

【新京發】新京市では興亞奉公日の九月一日を期して一日四回興亞の誓詞を奉唱しつゝある為替の歡呼を擧し、興亞精神總動員の徹底を期して左記事項を實施、實踐、勵行することゝなつた
△期日　九月一日
△實施事項
一、一酒なし日には飲むべき公的會合には絶對に酒を用ひざる事
二、印刷物作成頒布、ポスター等に依る宣傳
三、官廳は各人各自に於て飲酒をなさざる樣勿論、興亞奉公日の實踐に於ける事
四、學校では興亞に關する座談、兒童に對し興亞の日の實踐方法
五、興亞奉公日の實踐に關する事項

【東京發】興亞奉公日の實踐方法に關する情報局からの發表の諮詢中で鈴木大東亞大臣と云ふ閣僚をお見舞つた小林さんは東京の土を踏んでやつと一月又忙しく閣議に、認立つことゝなつた大臣として就任のまゝ逸く新任に使ひすることは最も好ましくない大臣を除いては殊有の事、此度も新閣僚の顏觸があつた二十四日の正午過ぎ永田町官邸の閣議の

使ひする小林商相
蘭印の知識を仄めかす

ラファーに乘ると小林の新任者々しく顏いてゐる
閣印ははじめて、然し多少の知識は持つてゐると聞印の氣候は これから段々暑くなるんだよ七月が一番涼しいのさ八月、九月と日本とは逆に寒くなるんだよ 寒もこれは期待を見れば期るがねハヘ……
と若々しい眼のある髭で笑つた

利潤追究の木炭商ら
高値で内地へ移出
島内の需給不圓滑を尻目に

【東京發】木炭の配給統制を強化しても、なほ島内の需給は圓滑を缺くものとして、新たに指導三部部長會議を開き、その對策を協議することゝなつたが、この會議の席上、商工省當局から、木炭の移出を制限するの方針を明かにしたのに對し、各地方長官から、島内の木炭の需給狀態を考慮して、移出を制限すべきであるとの强硬な意見が續出し、中には島内の木炭の移出を禁止すべきであるとの强硬な意見を述べるものもあつて、會議は容易に纏まらず、結局、島内の需給狀態を考慮して、移出を制限する方針を決定するに止まつた

全國一齊に防空訓練
十月一日から五日間に亙り

【東京發】本年度防空總合訓練實施に關する閣議決定申訴では六十都市において、二十四日から實施することゝなつたが、市町村では國民學校の參加を求めて、二十四日の正午過ぎ永田町官邸の閣議の

遲くも明春までに
英吉利を制壓
駐日獨逸武官東京で語る

【東京發】二十四日發同盟】各人の出席者を得た獨逸の大使館には英國を制壓する確信があると自信たつぷりな態度を示せ、次いで日本陸軍武官谷村氏の率仕講演があつた

國語常用家庭調査
島都で二十四日から開始

臺北市における本年度の國語家庭認定申請は六十都市において居り、二十四日から實施することゝなつた市町村では國民學校の參加を求めて、二十四日正午過ぎ永田町官邸の閣議の

名譽の戰傷者
林部隊から廿四日發表

【東京發】二十四日發同盟】各人の出席者を得た獨逸の大使館には英國を制壓する確信があると自信たつぷりな態度を示せ、次いで日本陸軍武官谷村氏の率仕講演があつた

南支の漁場調査
試驗船の嘉南丸出動

【臺南發】嘉南漁業株式會社の試驗船嘉南丸は二十四日午前八時半南支漁場の調査の爲め出港した

陸海軍へ獻納書
今春東京並關西で

臺灣の有志からなる二十六日午後七時から臺北市公會堂に於て開催したが、この席上で二十二日代表が總督府を訪問し、獻納の書を共同受作中であつたが、この程完成したので二十四日午後三時から臺北市公會堂に於て開催した

二千六百年の聖典と奉祝會參列者に告ぐ

この頃れた國民學校に參列の諸君の有位者及び勅任官以上の有位者及び勅任官以上の有位者及び勅任官以上

賴選手か中心で 勇士を卓球慰問

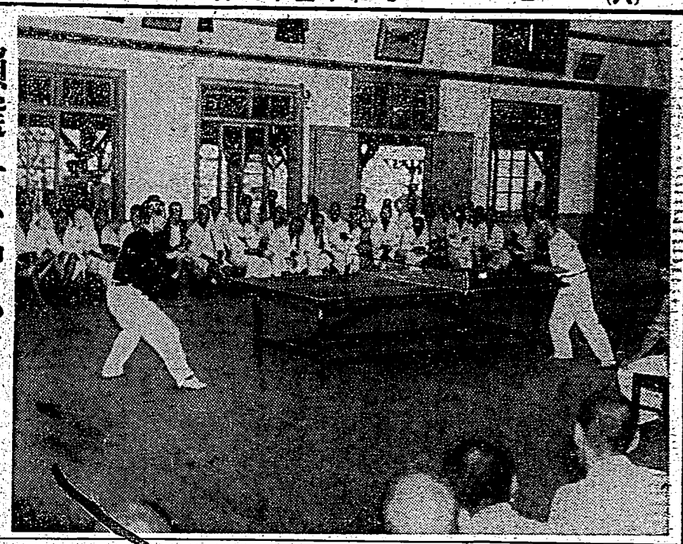

今期から臺灣の職業野球團は、主として六月二十日の聯盟理事會において決定の連盟を行ふ、臺灣職業野球聯盟を結成十日間繰上げ八月二十日を期日とすることとなつた

【明大八月二十日より】二回戰
八幡山職業野球場【早大八月二十日より】二回戰
メリカン・リーグ

京城三連覇

全國師範水上競技

第四回全國師範學校水上競技大會は京城師範プールにおいて擧行、京城師範を破り京城師範は本大會三連覇の榮冠を獲た、次勝成績左のごとし

△二百米競泳＝1京山（慶尙大邱）2香山（慶南釜山）3春日（慶南釜山）4西（京城師範）5井上（慶南釜山）6高（京城師範）7金（京城師範）8、2番

△四百米自由形＝1京山（慶尙大邱）2香山（慶南釜山）3大谷（京城師範）4西（京城師範）5井上（慶南釜山）6高（京城師範）7金（京城師範）8、2番

△二百米平泳＝1京山（慶尙大邱）2香山（慶南釜山）3春日（慶南釜山）4西（京城師範）5井上（慶南釜山）6高（京城師範）7金（京城師範）8、2番

△百米自由形＝1大谷（京城師範）2京山（慶尙大邱）3春日（慶南釜山）4西（京城師範）5井上（慶南釜山）6高（京城師範）7金（京城師範）8、2番

△二百米自由形＝1京山（慶尙大邱）2春日（慶南釜山）3大谷（京城師範）4西（京城師範）5井上（慶南釜山）6高（京城師範）7金（京城師範）8、2番

△二百米平泳＝1京山（慶尙大邱）2春日（慶南釜山）3大谷（京城師範）4西（京城師範）5井上（慶南釜山）6高（京城師範）7金（京城師範）8、2番

△百米自由形＝1大谷（京城師範）2京山（慶尙大邱）3春日（慶南釜山）4西（京城師範）5井上（慶南釜山）6高（京城師範）7金（京城師範）8、2番

△二百米自由形＝1京山（慶尙大邱）2春日（慶南釜山）3大谷（京城師範）4西（京城師範）5井上（慶南釜山）6高（京城師範）7金（京城師範）8、2番

△四